主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人友松千代一の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 栗 | 山 | | 茂 |
|--------|-----|---|----|---|
| 裁判官 | \J\ | 谷 | 勝 | 重 |
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |
| 裁判官 | 谷 | 村 | 唯一 | 郎 |